

さって応援券を買って
市内でお買い物よ!!

を販売します!!



緊急経済対策の一環として、市内の消費意欲を高め、市内商工業の活性化を図ります。

幸手市商工会では、プレミアム商品券『さって応援券』を販売します。
ぜひお買い求めの上、市内でお買物を!!

販売金額 1万円で、1,000円分のプレミアムがついています(1万1,000円分の買い物ができます)

※総販売額は、1億円(発行額1億1,000万円)となります。

販売形式 額面1,000円の一般店用「6枚」と、一般店と指定店共用「5枚」の11枚つづりとなります。

〔指定店〕大型店やチェーン店、コンビニエンスストアなど

〔一般店〕指定店以外の事業所・お店など

※取扱店店頭にて、利用についてのチラシを掲示します。

有効期限 6月30日(火)まで

※有効期限の過ぎたものは、無効となります。

販売開始日 4月19日(日)から(売り切れ次第終了となります)

販売時間 午前10時～午後4時

※お一人様、5セットまで購入可能です。

販売場所 幸手市商工会館(東3-8-3 地図参照)

詳しい内容や、取扱店については、4月17日(金)の新聞折り込みチラシをご参照下さい。

問合せ 幸手市商工会 ☎(43) 3830



※もうひとつの緊急経済対策、「住宅リフォーム資金補助事業」につきましては、引き続き申し込みの受付を行っています。詳細は広報さって3月号をご覧ください。

問合せ 建築指導課 ☎(43) 1111 内線 572

合併処理浄化槽で きれいな河川を 守りましょう!!

対象地域 公共下水道の計
市では、生活排水による公共
用水域の水質汚濁を防止する
ため、単独処理浄化槽から合
併処理浄化槽へ転換する場合、
設置費の一部を補助します。
対象者 単独処理浄化槽か
ら合併処理浄化槽(10人槽
以下)へ転換する人
※建築確認を必要とする新
築、増築および改築は対
象となりません。

▼合併処理浄化槽設置費の
一部を補助
わたしたちの身のまわりに
ある河川や池の水を汚す主
な原因のひとつは生活排水で
す。合併処理浄化槽は、し尿
のみを処理する単独処理浄
化槽と違い、台所やお風呂
洗濯など、日常生活から出る
生活排水も併せて処理します。
そのため、大切な水環境を守
るうえで非常に効果的です。
▼合併処理浄化槽設置費の
一部を補助

面区域および農業集落排水事業の採択地区を除く
市内全域
補助額
・5人槽 23万7000円
・7人槽 26万7000円
・10人槽 33万円
※単独処理浄化槽を処分(撤去、最終処理など)する場合、上記の補助額に6万円を加算した額になります。
申請方法 設置工事の着手前に所定の申請書(環境課で配布)を環境課へ提出してください
※補助件数には限りがあります。
※そのほかの条件により補助の対象とならない場合があります。
▼浄化槽の維持管理
浄化槽がその機能を十分に発揮するためには、適正な維持管理が必要です。維持管理には、清掃・保守点検・法定検査の3つがあり、それぞれ決められた時期に決められた回数行うことが必要です。
きれいな水環境を守るため、一人ひとりが適正な維持管理を心がけましょう。
問合せ 環境課 ☎(48) 0331

定額給付金・子育て応援特別手当

の申請書を郵送します

給付・支給対象の人には、4月上旬頃、市から各世帯主様あてに申請書を郵送します。

▼定額給付金

基準日 平成21年2月1日

対象者 基準日において、住民基本台帳および外国人登録原票に登録されている人(不法滞在者および短期滞在者は除く)

給付額 対象者1人につき1万2000円

※つぎに該当する人は1人につき2万円。

①基準日において65歳以上の人(昭和19年2月2日以前に生まれた人)

②基準日において18歳以下の人(平成2年2月2日以降に生まれた人)

問合せ 政策調整課定額給付金担当 ☎(43) 1111

内線671

▼子育て応援特別手当

基準日 平成21年2月1日

対象者 基準日において、住民基本台帳および外国

人登録原票に登録されており(不法滞在者および短期滞在者は除く)、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの生まれであ

って、第2子以降の児童

※第2子の判定は、18歳以下の子ども(平成2年4月2日以降に生まれた人)の中から年齢順に第1子、第2子と数えます。

※対象となる子どもと第1子が別居している人には申請書を送付していませんが、同じ人に扶養されていることを証明するも

の(医療保険の被保険者証の写しなど)があれば支給できる場合がありますのでお問い合わせください。

支給額 支給対象児童1人につき3万6000円

問合せ 子育て支援課女性児童担当 ☎(42) 8454

▼受給の方法

いずれの給付・支給も原則として口座振込となります。振込口座をお持ちでない人については現金による給付・支給も可能ですが、その場合、口座振込終了後(おむね6月下旬以降)の受給となりますのでご了承ください。

※詳しくは、今月号の折り込みチラシをご覧ください。

問い合わせ 幸手警察署生活安全課 ☎(42) 0110



妊婦健診が

14回になります

4月1日から、公費負担で受けられる妊婦健康診査の回数が、5回から14回に拡充されます。母子手帳交付の際に、新受診票(14回分)をお渡しした人は、そのまま医療機関でご利用ください。

関で受診される場合は、償還払いにより自己負担額の一部の助成を受けることができます。

▼助成を受けるには、つぎのものがようになります

①申請書

②受診した妊婦健診の領収書

③受診した妊婦健診の記録が記載された母子手帳

詳しくは健康増進課までお問い合わせください。

問合せ 健康増進課 ☎(42) 8421

※対象となる妊婦の人には、個別通知をしています。

▼県外で受診される人

県外の医療機関でも、埼玉県と契約をしている医療機関であれば、お持ちの受診票をお使いいただけます。

契約をしていない医療機

